二　申請の日の属する月の前々月までの一年間（経済産業大臣が別に告示する場合にあつては、当該告示に定める期間）の特定物質等の種類別及び月別の国内出荷量及び国内出荷単価の実績を記載した書類

三　当該規制年度に係る特定物質等の製造計画、輸出計画並びに国内出荷量及び国内出荷単価の計画を記載した書類

四　［略］

（製造数量の届出）

第五条　法第四条第三項の規定により特定物質等の製造数量の届出をしようとする者は、同条第二項の経済産業大臣が告示する期間内に、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（輸出用製造数量の指定の変更の申請）

第六条　法第五条の確認を受けようとする者は、様式第三による申請書に、当該申請に係る数量の特定物質等が当該規制年度において当該申請に係る仕向地に輸出されたこと又は輸出されることが確実であることを証明する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（輸出の確認の申請）

第七条　法第五条第三項の規定により同条第一項の輸出用製造数量の指定の変更を申請しようとする者は、様式第四による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質等の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量の実績を記載した書類

二　当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質等の種類別及び月別の国内出荷量及び国内出荷単価の実績を記載した書類

三　当該規制年度に係る変更後の特定物質等の製造計画、輸出計画並びに国内出荷量及び国内出荷単価の計画を記載した書類

四　［略］

二　申請の日の属する月の前々月までの一年間（経済産業大臣が別に告示する場合にあつては、当該告示に定める期間）の特定物質の種類別及び月別の国内出荷量及び国内出荷単価の実績を記載した書類

三　当該規制年度に係る特定物質の製造計画、輸出計画並びに国内出荷量及び国内出荷単価の計画を記載した書類

四　［略］

（製造数量の届出）

第五条　法第四条第三項の規定により特定物質の製造数量の届出をしようとする者は、同条第二項の経済産業大臣が告示する期間内に、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（輸出の確認の申請）

第六条　法第五条の確認を受けようとする者は、様式第三による申請書に、当該申請に係る数量の特定物質が当該規制年度において当該申請に係る仕向地に輸出されたこと又は輸出されることが確実であることを証明する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（輸出用製造数量の指定の変更の申請）

第七条　法第五条第三項の規定により同条第一項の輸出用製造数量の指定の変更を申請しようとする者は、様式第四による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量の実績を記載した書類

二　当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質の種類別及び月別の国内出荷量及び国内出荷単価の実績を記載した書類

三　当該規制年度に係る変更後の特定物質の製造計画、輸出計画並びに国内出荷量及び国内出荷単価の計画を記載した書類

四　［略］

（許可製造数量の増加の許可の申請）

第八条　法第八条第一項の規定により同項の許可製造数量の増加の許可を申請をしようとする者は、様式第五による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質等の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量の実績を記載した書類

二　当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質等の種類別及び月別の国内出荷量及び国内出荷単価の実績を記載した書類

三　当該規制年度に係る変更後の特定物質等の製造計画、輸出計画並びに国内出荷量及び国内出荷単価の計画を記載した書類

四　［略］

2　法第八条第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質等の製造数量及び輸出数量の実績とする。

（製造予定数量の減少の届出）

第九条　法第九条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第七による届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　当該規制年度のうち届出の日の属する月の前々月までの特定物質等の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量の実績を記載した書類

二　当該規制年度のうち届出の日の属する月の前々月までの特定物質等の種類別及び月別の国内出荷量及び国内出荷単価の実績を記載した書類

三　当該規制年度に係る変更後の特定物質等の製造計画、輸出計画並びに国内出荷量及び国内出荷単価の計画を記載した書類

（許可製造数量の増加の許可の申請）

第八条　法第八条第一項の規定により同項の許可製造数量の増加の許可を申請をしようとする者は、様式第五による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量の実績を記載した書類

二　当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質の種類別及び月別の国内出荷量及び国内出荷単価の実績を記載した書類

三　当該規制年度に係る変更後の特定物質の製造計画、輸出計画並びに国内出荷量及び国内出荷単価の計画を記載した書類

四　［略］

2　法第八条第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質の製造数量及び輸出数量の実績とする。

（製造予定数量の減少の届出）

第九条　法第九条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第七による届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　当該規制年度のうち届出の日の属する月の前々月までの特定物質の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量の実績を記載した書類

二　当該規制年度のうち届出の日の属する月の前々月までの特定物質の種類別及び月別の国内出荷量及び国内出荷単価の実績を記載した書類

三　当該規制年度に係る変更後の特定物質の製造計画、輸出計画並びに国内出荷量及び国内出荷単価の計画を記載した書類